

(第110期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第110期 報告書

自 2015年4月1日 至 2016年3月31日

目 次

■ 事業報告.....	1
■ 連結計算書類.....	28
■ 計算書類.....	37
■ 監査報告.....	44

東芝プラントシステム株式会社

証券コード 1983

事業報告

(自 2015年 4月 1日
至 2016年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国経済の減速や年明けからの円高の進行などが懸念されるものの、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善など、景気は緩やかな回復基調にありました。

このような状況のもと、当社グループは、「利益ある持続的成長を続けるエクセレントカンパニーの実現」に向け、2015年度中期経営計画において「①高収益と成長を着実に実現するビジネスモデルの構築」、「②B C M (※) 経営によるイノベーションの追求」、「③C S R 経営の推進」を基本戦略として諸施策を積極的に推進しました。

2015年度中期経営計画の基本戦略である「高収益と成長を着実に実現するビジネスモデルの構築」に向けた取り組みとして、国内外の火力発電所や製造業向け工場新設等のE P C (Engineering, Procurement and Construction) 事業、工場設備、ビル施設、太陽光やバイオマス発電設備などのエネルギー効率化や有効活用を図る事業に引き続き取り組みました。海外事業においては、市場拡大に向けて、6月にティーピーエスシー・フィリピン社を設立しました。更に、コスト競争力の強化に向けて、統合調達やグローバル調達の拡大、工法改善による変動費の低減に加え、固定費の圧縮に継続的に取り組みました。

「B C M経営によるイノベーションの追求」では、M I (Management Innovation) 活動を積極的に推進するとともに、S G A (Small Group Activities) を通じて身近な改善を継続して行うなど、当社グループ全体の活動として展開しました。

「C S R 経営の推進」では、「すべての事業活動において生命、安全、コンプライアンスを最優先し社会から信頼される東芝プラントシステムグループ」を実現することを目指し、法令、社会規範、倫理等についてのコンプライアンスやリスクマネジメントに積極的に取り組むとともに、環境負荷低減活動や品質マネジメントシステムの改善を継続し、経営品質の維持向上に努めました。また、社会貢献活動では、海外の小学校等の建設支援や日本の文化財保護関連事業支援、各事業所やサイトでの地域ボランティア活動、更には、従業員個人の社会貢献活動などを支援しました。

この結果、受注高は2,068億3千2百万円（前期比17.4%減）、この内海外関係は116億7千7百万円（全体比5.6%）となりました。売上高は2,193億5千3百万円（前期比0.3%増）、この内海外関係は569億1千5百万円（全体比25.9%）となりました。

また、利益面につきましては、経常利益は187億2千万円（前期比5.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は112億4千2百万円（前期比11.9%増）となりました。

なお、中間配当につきましては、1株につき25円（普通配当12円50銭、特別配当12円50銭）を2015年12月に実施しました。

※B C M（Balanced CTQ Management）とは、企業の経営ビジョンを実現するための、財務やその他経営状況、経営品質を含めバランスのとれた経営を行うための方法論です。

セグメント別の受注高及び売上高等

（単位：百万円）

セグメントの名称	受注高	前期比増減	売上高	前期比増減	経常利益	前期比増減
発 電 シ ス テ ム 部 門	101,476	34.1%減	129,528	13.1%増	9,706	11.0%増
社会・産業システム部門	105,356	9.2%増	89,825	13.7%減	9,013	0.8%増
合 計	206,832	17.4%減	219,353	0.3%増	18,720	5.8%増

発電システム部門

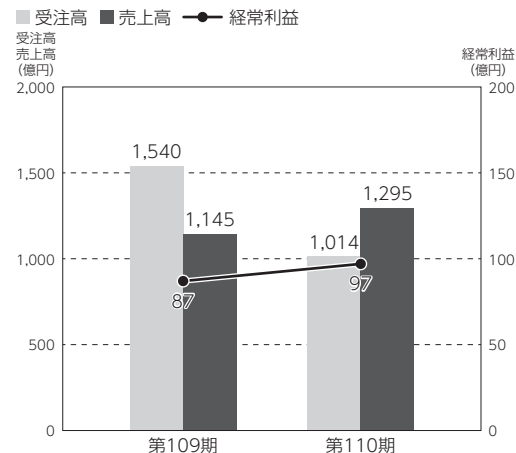
受 注 高 1,014億円 前期比 34.1%減

売 上 高 1,295億円 前期比 13.1%増

経 常 利 益 97億円 前期比 11.0%増

受注高は、海外の火力発電設備等において、前期に大型案件が集中した影響等により減少しました。

売上高は、国内外の発電設備等を中心に増加しました。



社会・産業システム部門

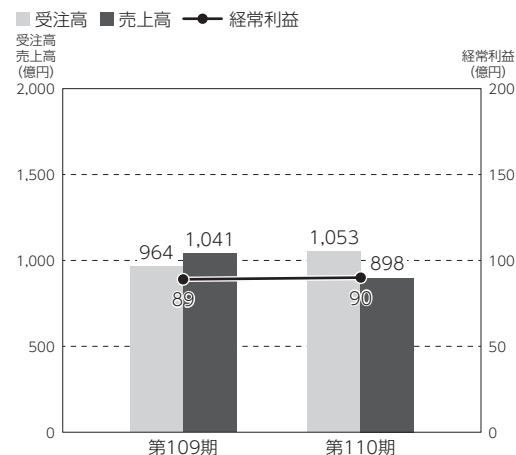
受 注 高 1,053億円 前期比 9.2%増

売 上 高 898億円 前期比 13.7%減

経 常 利 益 90億円 前期比 0.8%増

受注高は、太陽光発電設備及び国内の一般産業向け等が増加しました。

売上高は、太陽光発電設備及び国内の一般産業向け等が減少しました。



(2)対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復基調で推移することが期待されますが、新興国経済の減速や為替の変動リスクなどの懸念材料もあり、先行きは不透明感を増す状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、2016年度中期経営計画において掲げた「利益ある持続的成長を続けるエクセレントカンパニーの実現」を着実に推進すべく、事業領域及び新規市場の拡大、グローバル事業体制の強化等に積極的に取り組んでまいります。具体的には、これまで培ってきた強靱な収益構造をベースとして、電力自由化などの市場環境の変化にフレキシブルに対応し、再生可能エネルギー発電など燃料多様化に適應する発電システムなどに引き続き注力してまいります。また、海外においては、東南アジアやアフリカ等の新興国において、今後も需要が見込まれる発電設備や工場設備案件の受注拡大に向け、当社の総合力と技術力を活かしたE P C（Engineering, Procurement and Construction）事業体制や海外現地法人の強化、グローバル人材の育成に努めてまいります。更に、競争力強化に向け統合調達やグローバル調達を強力に推進するとともに、工法改善や業務効率化等を一層推進し、業績の維持向上を図ってまいります。

当社グループは、今後も法令遵守、人権尊重はもとより、社会貢献、環境保全など様々な分野への活動を通じ、健全で質の高い経営の実現に取り組んでまいります。また、社会インフラシステムを担う企業として、震災復興への取り組みを継続し、更にお客様に信頼される企業として「安心と安全」を提供し、社会の発展に貢献してまいる所存であります。株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3)重要な設備投資等の状況

当連結会計年度において、新たに計画・実施した重要な設備投資は次のとおりであります。

会 社 名	所 在 地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総 額	既支払額		着 手	完 了
当社	福島県双葉郡 広野町	発電システム部門	その他設備	555百万円	279百万円	自己資金	2015年9月	2016年6月

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

(4)重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(5)事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6)他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7)吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

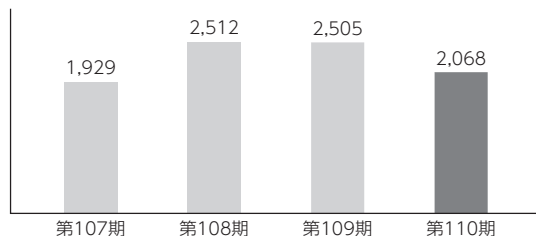
(9)財産及び損益の状況

①当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第107期 2012年度	第108期 2013年度	第109期 2014年度	第110期 (当連結会計年度) 2015年度
受 注 高 (百万円)	192,932	251,247	250,528	206,832
売 上 高 (百万円)	172,882	182,257	218,652	219,353
経 常 利 益 (百万円)	16,497	16,739	17,687	18,720
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	10,284	9,831	10,044	11,242
1 株当たり当期純利益 (円)	105.55	100.92	103.11	115.40
総 資 産 (百万円)	188,080	221,135	229,436	238,254
純 資 産 (百万円)	99,861	104,664	116,059	121,281
1 株当たり純資産額 (円)	1,023.16	1,071.68	1,188.00	1,241.90

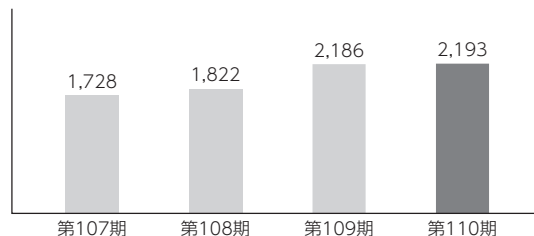
■ 受注高

単位：億円



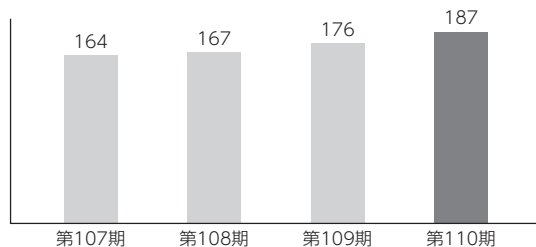
■ 売上高

単位：億円



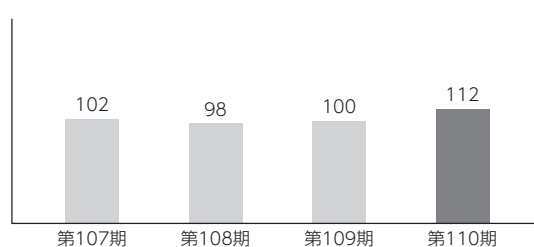
■ 経常利益

単位：億円



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

単位：億円

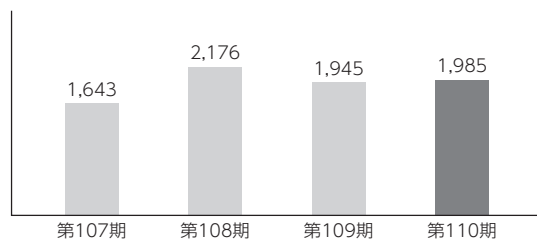


②当社の財産及び損益の状況

区 分	第107期 2012年度	第108期 2013年度	第109期 2014年度	第110期 (当事業年度) 2015年度
受 注 高 (百万円)	164,350	217,627	194,539	198,515
売 上 高 (百万円)	156,409	165,256	194,407	186,670
経 常 利 益 (百万円)	16,262	17,176	16,808	17,997
当 期 純 利 益 (百万円)	10,706	10,784	9,772	11,168
1 株当たり当期純利益 (円)	109.89	110.70	100.31	114.65
総 資 産 (百万円)	175,604	205,894	212,648	221,056
純 資 産 (百万円)	95,436	104,862	114,674	123,147
1 株当たり純資産額 (円)	979.59	1,076.44	1,177.18	1,264.17

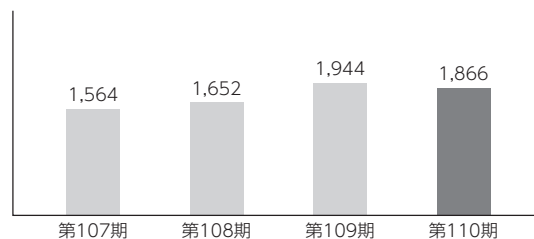
■ 受注高

単位：億円



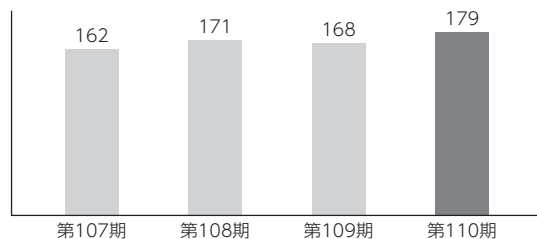
■ 売上高

単位：億円



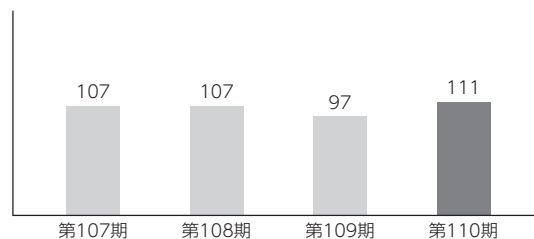
■ 経常利益

単位：億円



■ 当期純利益

単位：億円



(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は、株式会社東芝であり、同社は当社の株式58,242千株を所有しており、出資比率61.43%（間接所有分1.64%を含む。）を占めております。

当社は、株式会社東芝より、電気工事、機械器具設置工事、管工事、鋼構造物工事、電気通信工事、建築工事及び消防施設工事のエンジニアリング、施工、試運転・現地調整等を請け負うとともに、電気機械器具等の資材を同社より購入するなどの取引を行っております。

（注）出資比率は、自己株式（243,256株）を控除して計算しております。

②親会社等との間の取引に関する事項

(イ)当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で、工事請負並びに資材購入の取引を実施しておりますが、取引条件につきましては、一般取引条件と同様に決定しております。また、当社は、親会社に対して資金の預入を行っておりますが、当社の利益を損なわないよう検討した上で資金取引に関する基本契約を締結し、利息については、市場の実勢レート及び資金調達環境の変化等を勘案し決定しております。

(ロ)当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、事業運営に関し、親会社との良好な協業関係を維持しつつ、上場会社としての独立性を確保しており、経営方針及び経営戦略に係る重要な業務執行等につきましては、当社が主体的に決定しております。親会社との取引条件につきましても、一般取引条件と同様に、経済合理性等を十分検討した上で主体的に決定しており、当社取締役会は、親会社との間の取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

(ハ)取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
芝浦プラント株式会社	(百万円) 80	(%) 100.0	各種工事の計画・設計・監督施工・保守、工事用機材のリース・調達・管理
関西東芝エンジニアリング株式会社	(百万円) 100	(%) 100.0	電気設備の設計・施工・試験・試運転調整・保守
東芝エンジニアリングサービス株式会社	(百万円) 10	(%) 100.0	労働者派遣事業、当社への技術役務支援業務

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
イーエス東芝エンジニアリング株式会社	(百万円) 100	(%) 100.0	発電設備等の計画・設計・試験・ 試運転調整・保守、情報系ソフト ウェアの開発・製作
株式会社エス・ケー・エス	(百万円) 10	(%) 100.0	当社総務・福利厚生関係業務の受 託、労働者派遣事業
トスプラント エンジニアリング・インドネシア社	(千米ドル) 350	(%) 88.6	施工・メンテナンス・調達等
ティーピーエスシー・インド社	(千ルピー) 499,000	(%) 100.0	エンジニアリング・施工・メンテ ナンス・調達等
ティーピーエスシーエンジニアリング・マレーシア社	(千リンギット) 12,000	(%) 100.0	エンジニアリング・施工・メンテ ナンス・調達等
トスプラント エンジニアリング・タイ社	(千タイバーツ) 10,000	(%) 49.0	製造工場及び発電設備のエンジニ アリング・施工
ティーピーエスシー・タイ社	(千タイバーツ) 982,000	(%) 100.0	施工・メンテナンス・調達等
ティーピーエスシー・アメリカ社	(千米ドル) 3,500	(%) 100.0	発電設備のエンジニアリング等
ティーピーエスシー・ベトナム社	(千米ドル) 900	(%) 100.0	施工・メンテナンス・調達等
ティーピーエスシー・フィリピン社	(千フィリピン ペソ) 10,000	(%) 40.0	エンジニアリング・施工・メンテ ナンス・調達等

(注) 1. ティーピーエスシー・インド社、トスプラント エンジニアリング・タイ社、ティーピーエス
シー・タイ社に対する当社の出資比率は、間接所有分を含んでおります。

2. 2015年6月30日付でティーピーエスシー・フィリピン社を設立し、連結子会社といたしました。

④企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社13社であり、持分法適用会社は1社であります。

なお、当連結会計年度の売上高は2,193億5千3百万円（前期比0.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は112億4千2百万円（前期比11.9%増）であります。

(1)主要な事業内容（2016年3月31日現在）

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
発 電 シ ス テ ム 部 門	火力・水力発電設備、原子力発電設備、使用済燃料再処理などの燃料サイクル設備、原子力開発研究設備、分散電源等エネルギー関連システムのエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス
社会・産業システム部門	食品、パルプ・紙、化学、石油・石炭、鉄鋼、非鉄金属、金属、機械、電気機器、輸送用機器、精密機器等各種プラント設備、受変電設備、その他産業設備のエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス ビル、空港、道路・トンネル、港湾等の受変電、電気、計装、冷暖房空調、給排水衛生、照明、火災報知、消防、電気通信設備のエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス 上下水道設備のエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス、航空保安施設、有線無線電気通信設備等のエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス 自然エネルギー活用発電システムのエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス 情報・通信システム、ＩＣカード／ＲＦＩＤタグ利用技術システム、監視・制御・生産・物流システムのエンジニアリング、施工、試験・調整、保守・サービス

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(12)主要な営業所及び工場（2016年3月31日現在）

当 社	本 店	鶴見事業所（横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番5号）
	主 要 な 営 業 所	川崎事業所（川崎市）、磯子事業所（横浜市）、東北支社（仙台市）、中部支社（名古屋市）、関西支社（大阪市）、九州支社（福岡市）
	主 要 な 工 場	厚木工場（神奈川県厚木市）
重 要 な 子 会 社	国 内	芝浦プラント株式会社（横浜市） 関西東芝エンジニアリング株式会社（大阪市） 東芝エンジニアリングサービス株式会社（横浜市） イーエス東芝エンジニアリング株式会社（横浜市） 株式会社エス・ケー・エス（横浜市）
	海 外	トスプラント エンジニアリング・インドネシア社（インドネシア国） ティーピーエスシー・インド社（インド国） ティーピーエスシーエンジニアリング・マレーシア社（マレーシア国） トスプラント エンジニアリング・タイ社（タイ国） ティーピーエスシー・タイ社（タイ国） ティーピーエスシー・アメリカ社（米国） ティーピーエスシー・ベトナム社（ベトナム国） ティーピーエスシー・フィリピン社（フィリピン国）

（注）2015年6月30日付でティーピーエスシー・フィリピン社を設立し、連結子会社といたしました。

(13)使用人の状況（2016年3月31日現在）

①当社グループの使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
発電システム部門	2,516名	61名増
社会・産業システム部門	1,520名	7名増
全グループ共通管理部門	247名	10名減
合計	4,283名	58名増

（注）使用人数は就業人員数であります。

②当社の使用人の状況

使用人数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	2,939名	29名減	45.0歳	21.5年
女性	194名	3名増	42.0歳	17.9年
計	3,133名	26名減	44.8歳	21.3年

（注）使用人数は就業人員数であります。

(14)主要な借入先（2016年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2016年3月31日現在）

(1)発行可能株式総数 265,000,000株

(2)発行済株式の総数 97,656,888株

(3)株主数 5,515名

(4)大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	所有株式数(千株)	出資比率(%)
株式会社東芝	58,242	59.79
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	3,950	4.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,713	1.76
東芝保険サービス株式会社	1,600	1.64
東芝プラントシステム従業員持株会	1,565	1.61
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	1,520	1.56
ゴールドマンサックスインターナショナル	1,519	1.56
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	1,356	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,140	1.17
エムエルアイ フォー クライアント ジェネラル ノントリーティー ピービー	1,122	1.15

（注）出資比率は、自己株式（243,256株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2016年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の状況（2016年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	松 川 良 社 長	
取 締 役	芳 賀 俊 一	専務、社長補佐、原子力事業部長（安全環境部担当）
取 締 役	石 井 潤 治	専務、社長補佐、電力プラント事業部長
取 締 役	齋 藤 靖 之	上席常務、産業システム事業部長
取 締 役	勅 使 河 原 雅 彦	上席常務、社会インフラ事業部長
取 締 役	吉 田 正 晴	上席常務、イノベーション推進部長
取 締 役	田 中 美 勝	常務、経理部長 兼 I F R S ・ J - S O X 対応推進部長
取 締 役	臼 井 健 二	常務、総務部長 兼 輸出管理部長
取 締 役	永 井 孤	常務、調達部長
取 締 役	田 村 秀 世	常務、電力プラント事業部副事業部長
取 締 役	末 本 毅	常務、経営企画部長
取 締 役	和 田 希 志 子 (戸籍上の氏名：井上希志子)	弁護士
常 勤 監 査 役	山 根 孝 次	—
常 勤 監 査 役	外 池 良 司	—
監 査 役	師 岡 愼 一	大学特任教授
監 査 役	石 井 崇	弁護士

- (注) 1. 社長、専務、上席常務、常務は執行役員としての役位であります。
2. 取締役和田希志子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役師岡愼一、石井 崇の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役山根孝次氏は、当社の経理部門の業務を長年にわたって経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役和田希志子、監査役師岡愼一、石井 崇の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2)当事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
田名邊俊 一	2015年8月7日	任期満了	監 査 役
松 尾 宣 之	2015年8月7日	任期満了	監 査 役
前 川 治	2015年8月7日	辞 任	監 査 役
舩 田 篤 史	2015年8月7日	辞 任	監 査 役
長 屋 文 裕	2015年8月7日	辞 任	監 査 役

(3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員	取締役及び監査役の報酬等の限度額(年額)
		基本報酬	賞 与		
取 締 役 (うち社外取締役)	146百万円 (2百万円)	98百万円 (2百万円)	48百万円 (一百万円)	12名 (1名)	320百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。) (2009年6月25日開催の第103期 定時株主総会で決議)
監 査 役 (うち社外監査役)	49百万円 (6百万円)	38百万円 (6百万円)	10百万円 (一百万円)	7名 (3名)	100百万円以内 (2009年6月25日開催の第103期 定時株主総会で決議)
合 計	195百万円	137百万円	58百万円	19名	—

(注) 1. 監査役の支給人員並びに報酬等の総額には、2015年8月7日開催の第109期定時株主総会継続会
終結の時をもって退任した監査役3名の員数並びに在任中の報酬等の額が含まれております。なお、
当事業年度末現在の取締役及び監査役の員数は、取締役12名、監査役4名であります。

2. 上記のほか、社外取締役及び社外監査役が当社の親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員と
しての報酬はありません。

3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与179百万円を支給しております。

(4)取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の概要

当社の取締役及び監査役の報酬等は、基本報酬と付加報酬により構成され、当該期の業績及び財務状況等を
総合的に勘案し加算減算の上、取締役については取締役会の決議に基づき、また、監査役については監査役
の協議に基づき、決定しております。

5. 社外役員に関する事項

	社外取締役	社 外 監 査 役	
	和田希志子	師岡 愼一	石井 崇
① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び 当社と当該他の法人等との関係(2016年3月31日現在)	－	－	－
② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び 当社と当該他の法人等との関係(2016年3月31日現在)	－	－	－
③ 特定関係事業者との関係	－	－	－
④ 当事業年度における主な活動状況	(別記1)	(別記1)	(別記1)
⑤ 責任限定契約の内容の概要	(別記2)	(別記2)	(別記2)
⑥ 事業報告における社外役員に関する事項への意見	－	－	－

(別記1) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況と発言状況

氏 名	取締役会(19回開催)		監査役会(14回開催)		主 な 発 言 状 況
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
社外取締役 和 田 希志子	9回	100.0%	－	－	必要に応じ、弁護士としての専門的な見識と幅広い経験に基づき、高い独立性をもって公正中立な第三者的立場から発言を行っております。
社外監査役 師 岡 愼 一	9回	100.0%	9回	100.0%	必要に応じ、大学特任教授としての主に当社事業に関する専門的な見識と幅広い経験に基づき、外部の視点をもって発言を行っております。
社外監査役 石 井 崇	9回	100.0%	9回	100.0%	必要に応じ、弁護士としての専門的な見識と幅広い経験に基づき、高い独立性をもって公正中立な第三者的立場から発言を行っております。

(注) 当事業年度に開催された取締役会は19回、監査役会は14回ありますが、和田希志子、師岡愼一、石井 崇の3氏は、第109期定時株主総会において選任され、第109期定時株主総会継続会終結の時をもって就任いたしましたので、3氏の取締役会及び監査役会への出席率は、就任日である2015年8月7日から2016年3月31日までの間における取締役会開催回数9回、監査役会開催回数9回を基に計算しております。

(別記2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、和田希志子、師岡愼一、石井 崇の3氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、各氏が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の監査報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社のうち、トスプラント エンジニアリング・インドネシア社、ティーピーエスシー・インド社、ティーピーエスシーエンジニアリング・マレーシア社、トスプラント エンジニアリング・タイ社、ティーピーエスシー・タイ社、ティーピーエスシー・アメリカ社、ティーピーエスシー・ベトナム社、ティーピーエスシー・フィリピン社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- 1) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。
- 2) 監査役会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当すると認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに不再任を株主総会に提案する方針といたします。
- ①会計監査人が法令違反による行政処分を受けた場合
 - ②会計監査人が日本公認会計士協会の定めるところによる処分等を受けた場合
 - ③会計監査人から監査契約を継続しない旨の通知を受けた場合
 - ④会計監査の適正化及び効率化等を図る場合

(4)会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

2) 処分の内容

- ・ 3ヵ月間の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（2016年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

3) 処分の理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

7. 会社の体制及び方針に関する事項

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役会において、次のとおり決議いたしました。

1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、法令、社会規範、倫理及び当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」などを遵守し、当社におけるコンプライアンス体制を確保する。
- ②取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役に随時取締役会で報告させる。
- ③監査役は、「監査役監査基準」、「監査方針」、「年度監査計画」等に基づき、取締役の職務の執行を監査する。

2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報について、全社を統括する部門を定め、「規定管理規程」、「文書管理規程」等に基づき、当該情報を文書又は電子記録媒体等に記録し、適切かつ確実に管理する。
- ②当社は、取締役の職務執行に係る情報について、保存年限に関する規定等を定め、各所管部門が適正な期間、検索性の高い状態で当該情報を保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持する。

3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、リスク管理体制の基礎として、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」及び「ビジネスリスクマネジメント基本規程」等を定め、リスク管理に関する統括部門を設置する。また、当社の事業に係るリスクを「リスク・テーブル」で以下の区分に分類し、リスクの種類に応じて所管部門を定め、迅速かつ的確にリスクを把握するとともに、合理的かつ有効に管理できる体制を整備する。
 - (イ) 経営リスク
 - (ロ) 災害・事故リスク
 - (ハ) 社会リスク
- ②取締役は、当社及び子会社のリスクが顕在化した場合に備え、リスクの継続的な把握に努めるとともに、リスクに関する施策を立案・推進する。
- ③リスクが顕在化した場合は、当社の報告体制に基づき、迅速かつ的確に当該リスクに関する情報を関係部門に伝達し、リスクの種類に応じて取締役社長又はCRO（Chief risk-compliance Management Officer）等の指示のもと、リスク・コンプライアンス委員会等を招集するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織し、当該リスクに対して合理的かつ有効に対応することに努め、損失の最小化及び企業価値の最大化を図る。

4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回取締役会を開催するとともに、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、原則毎週1回経営会議を開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要な業務執行並びに中期経営計画、年度予算等を審議・決定する。
- ②当社は、「組織規程」に基づき組織機構、業務分掌及び役職者職務等を定め、使用人等の権限及び責任を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- ③当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」及び「決裁権限規程」等に基づき、適切な手続に則って業務執行の意思決定を行う。
- ④取締役は、当社及び子会社の適正な業績評価を適時適切に行う。
- ⑤当社は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、基幹システム等の情報処理システムを適切かつ合理的に運用する。

5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令、社会規範、倫理などの遵守を重要視し、コンプライアンス体制を確保するために、継続的な教育の実施等により、使用人に対し当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」を遵守させる。
- ②当社は、内部監査部門を設置し、「内部監査規程」の定めに基づき、各組織及び当社グループ会社の業務監査、会計監査及びシステム監査を適切かつ合理的に実施する。また、内部監査部門は、監査全般について監査役と緊密に連携し、業務を遂行する。
- ③当社及び子会社は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制の一環として、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、内部通報制度を構築し、当該制度を活用することにより、リスクの早期発見と迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。また、内部通報を行った者に対し、内部通報を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わないことを「東芝プラントシステム行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に定めるなど、通報者保護の体制を整備する。
- ④監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度等の運用に問題があると判断した場合は、取締役に對し意見を述べるとともに、必要に応じて、都度取締役及び使用人に対して直接意見を求める。

6)当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社及び子会社における業務の適正を確保するため、子会社に対し、「東芝プラントシステム行動基準」及び当社の各種コンプライアンス規定等に準拠した規定を策定することを要請する。
- ②当社は、「関係会社管理規程」に基づき各子会社の所管部門を定め、業務の遂行にあたっては子会社と連携を図ることとし、当社への事前決裁及び報告体制については、その取り扱いを明確にし、必要に応じて都度子会社に対して事業の育成・支援、モニタリング等を行う。
- ③各子会社に対しては、当社の内部監査部門が計画的に業務監査、会計監査及びシステム監査を実施する。
- ④当社は、子会社に対し、「内部監査規程」に準拠した監査体制を構築することを要請する。

- ⑤取締役及び監査役は、親会社である株式会社東芝の監査委員会と適時適切な連携を図ることとし、必要に応じて同監査委員会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定等を求める。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、総務部等に所属する使用人に監査役の職務を補助させる。

8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び解任並びに人事異動等に関して事前に監査役と協議し、監査役の意見を尊重する。
- ②当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の独立性を尊重し、監査役の当該使用人に対する指揮命令体制を確保する。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、「監査役に対する報告等に関する規程」等に基づき、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれを監査役に報告する。
- ②当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- ③取締役は、監査役と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定め、当該事項に関し、監査役会に実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制を整備する。
- ④取締役は、監査役に対し取締役会、経営会議、その他重要な会議等への出席の機会を提供し、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況等を適時的確に把握でき、意見を述べることができる体制を整備する。
- ⑤当社は、子会社に対し、「グループ監査役連絡会」等を通じて、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告することを要請する。

10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役社長は、監査役会が定める「監査役会規則」に基づき、監査役と定期的に意見の交換等を行う。
- ②取締役及び使用人は、監査役会が定める「監査方針」及び「年度監査計画」に基づく監査役の定期的な監査及びヒアリング等を通じ、職務執行状況等を監査役に報告する。
- ③監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携するとともに、必要に応じて弁護士等の外部有識者とも連携し、効率的な監査を実施する。
- ④当社は、監査役の監査が効率的かつ実効的に行われることを確保するため、監査役から、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務に関する請求を受けたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス体制を確保するため、当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」や各種コンプライアンスをテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を定期的かつ必要に応じ実施しております。また、「東芝プラントシステム行動基準」の冊子を全役員、従業員に配付し、コンプライアンス意識の徹底を図っております。
- ②各取締役が、取締役会において3カ月に1回職務執行状況の報告を行うとともに、必要事項について随時報告を行っております。
- ③監査役は、定期的な監査及び取締役へのヒアリング等を通じて、取締役の職務の執行を公正かつ実効的に監査しております。

2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役会、経営会議、その他重要な会議の関連資料等、取締役の職務執行に係る情報について、法令及び「規定管理規程」、「文書管理規程」等の定めに基づき、適時適切に管理しております。
- ②当社は、取締役会、経営会議、その他重要な会議の関連資料等、取締役の職務執行に係る情報について、書類保存年限に関する規定に基づき、各所管部門が適正な期間、検索性の高い状態で当該情報を保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持しております。

3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」及び「ビジネスリスクマネジメント基本規程」等を定め、当社の事業に係るリスクを「リスク・テーブル」で分類し、リスクの種類に応じて所管部門を定め、迅速かつ確かなリスクの把握に継続的に努めております。また、「リスク・テーブル」について、定期的かつ必要に応じて見直しを行っております。
- ②当社は、リスクが顕在化した場合等に備え、「全社災害対策取扱基準」や「海外安全対策取扱基準」等の規定を定め、リスクに対する意識の向上を図っております。また、事業所毎に「防災マニュアル」、「防災備品」等を整備するとともに、定期的に、災害を想定した避難訓練及び非常用衛星電話、安否確認システムの運用訓練を実施しております。
- ③当社は、「事故速報制度」を定め、災害・事故が発生した場合に、災害・事故の発生事実、被害状況等の第一報を関係部門へ直ちに報告し、リスクを最小限に抑える体制を整備し適切に運用しております。また、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織し、当該リスクに対して合理的かつ有効に対応しております。

4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、当事業年度中、定時取締役会を12回、臨時取締役会を7回開催し、重要な業務執行について審議するとともに、経営会議を26回、臨時経営会議を2回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要な業務執行並びに中期経営計画、年度予算等を審議・決定しております。
- ②当社は、「組織規程」に基づき、業務分掌及び役職者職務等を定め、使用人等の権限及び責任を明確化することにより、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

- ③当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」及び「決裁権限規程」等の定めに基づき、適切な手続に則って業務執行の意思決定を行っております。
- ④当社は、「業績評価制度規程」に基づき、上半期及び年度毎に、業績評価を実施し、評価結果をフィードバックすることにより、組織の活性化と自主責任経営の推進を図っております。
- ⑤当社は、情報セキュリティに関する基本方針を「東芝プラントシステム行動基準」に定め、周知徹底を図っております。当社は、会社が保有する情報の資産的価値を認識し、情報セキュリティの観点から、情報の適正な管理を確実にするために必要となる基本的事項を「情報セキュリティ管理基本規程」等で定め、情報に係わるリスクを低減することで事業に貢献することに努めております。また、当社事業に貢献する各種システムを構築し、合理的かつ効率的に運用しております。

5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、使用人に対し、当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」をeラーニング教育や階層別教育、更には、役員によるコンプライアンス講話等を通じ、周知徹底を図っております。また、当社は、「東芝プラントシステム行動基準」の冊子を全役員、従業員に配付するとともに、社内イントラネットに掲載し、コンプライアンス意識の向上を図っております。
- ②内部監査部門は、各組織に対する内部監査を年1回以上実施し、監査結果を監査役に報告するとともに、事業運営会議において報告しております。
- ③当社は、リスク・コンプライアンス統括部門及び顧問弁護士を相談窓口とした内部通報制度「リスク相談ホットライン」を構築し運用しております。また、内部通報を行った者に対し、内部通報を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わない旨を「東芝プラントシステム行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に定めるなど、通報者保護の体制を整備し適切に運用しております。また、当社は、お取引先様からの通報制度である「東芝プラントシステム クリーン・パートナー・ライン」を構築し、透明で公正な取引の徹底に努めております。
なお、当社は、「リスク相談ホットライン」及び「東芝プラントシステム クリーン・パートナー・ライン」への通報実績を定期的に取締役会に報告しております。
- ④当社の監査役は、監査活動等を通じて、法令遵守体制及び内部通報制度等の構築・運用状況を適時適切に監視・検証し、必要と判断した場合は、取締役又は取締役会に対し助言等を行っております。
当社は、「リスク相談ホットライン」及び「東芝プラントシステム クリーン・パートナー・ライン」への通報実績を適宜監査役に報告しております。

6)当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、子会社に対し、「東芝プラントシステム行動基準」や各種コンプライアンスをテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を定期的かつ必要に応じ実施するよう要請しております。また、当事業年度中、新たに設立した海外子会社に対し、「東芝プラントシステム行動基準」及び当社のコンプライアンス規定等に準拠した規定の策定を要請し、当該子会社が規定等を制定したことを確認しております。

- ②当社は、「関係会社管理規程」等に基づき各子会社の所管部門を定めるとともに、当社への事前決裁及び報告体制を整備し適切に運用しております。また、重要な業務の遂行に際しては子会社との連携を密にするとともに、必要に応じて、子会社に対し、事業の育成・支援、モニタリング等を行っております。
- ③内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、定期的に子会社の内部監査を実施し、その結果を当社内で共有するとともに、子会社の取締役社長に報告し、問題の早期把握及び解決に努めております。
- ④当社は、子会社に対し、子会社の実態に即した監査体制の構築を要請するとともに、子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役会への出席及び監査役による監査等を通じて、経営の状況を把握し、監督しております。
- ⑤当社の監査役は、親会社である株式会社東芝の監査委員会と定期的に意見交換等を行っております。また、当社は、必要に応じ、親会社である株式会社東芝の監査委員会に対し意見を述べるとともに、改善策等の策定を求めています。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、総務部に所属する使用人2名を監査役補助人として、監査役の職務を補助させております。

8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助人の任命及び解任並びに人事異動等に関し、監査役と事前協議を行い、監査役の意見を尊重しております。
- ②当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の当該使用人に対する指揮命令体制の確保に努めるとともに、必要に応じて、監査役補助人の独立性等に関し監査役と意見交換等を行っております。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社は、「監査役に対する報告等に関する規程」において、監査役に報告すべき事項及び報告方法を定めるとともに、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する旨を定め、適切に運用しております。
- ②取締役は、監査役に対し、取締役会、経営会議、その他重要な会議等への出席の機会を提供し、監査役は、適宜意見を述べております。
- ③当社は、当事業年度中、当社及び子会社の監査役が出席する「グループ監査役連絡会」を2回開催し、監査役は、子会社の監査役から各社の状況等の報告を受けております。

10) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、監査の実効性等を確保するため、当事業年度中、取締役社長との「意見交換会」を2回、社外取締役との「意見交換会」を2回開催しております。
- ②取締役及び使用人は、監査役の定期的な監査及びヒアリング等を通じ、職務執行状況等を監査役に適切に報告しております。

- ③監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めております。また、監査役は、会計監査人から四半期毎にレビューの報告を受けております。
- ④当社は、監査役からの請求に基づき、監査役の職務の執行について生じた費用等をすみやかに費用処理しております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

＜第110期の剰余金の配当等の決定に関する方針＞※第110期（2016年3月期）期末配当まで適用
当社の配当政策は、安定的かつ継続して配当することを基本にしておりますが、当該期の業績及び今後の業績を勘案した上で行うこととしております。また、内部留保金につきましては、財務体質を強化し、今後の事業発展に備えるとともに、経営環境の変化などに柔軟に対応するために有効活用してまいります。自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び利益還元の一方法として、経営環境の変化や財務状況等を勘案しその実施を検討してまいります。

＜第111期以降の剰余金の配当等の決定に関する方針＞※第111期（2017年3月期）中間配当より適用
当社の配当政策は、中長期的な成長による企業価値の向上と利益還元のバランスの最適化等を加味しながら、連結配当性向30%程度を目標として利益還元に努めてまいります。また、内部留保金につきましては、財務体質を強化し、今後の事業発展に備えるとともに、経営環境の変化などに柔軟に対応するために有効活用してまいります。自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び利益還元の一方法として、経営環境の変化や財務状況等を勘案しその実施を検討してまいります。

連結貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	219,141	流動負債	81,455
現金預金	6,430	支払手形及び工事未払金等	47,635
グループ預け金	85,534	未払金	4,004
受取手形及び完成工事未収入金等	92,565	未払費用	8,832
電子記録債権	508	未払法人税等	5,888
未成工事支出金等	25,288	未成工事受入金	13,349
繰延税金資産	3,953	役員賞与引当金	93
その他	5,172	完成工事補償引当金	1,048
貸倒引当金	△312	工事損失引当金	204
		その他	397
固定資産	19,112	固定負債	35,517
有形固定資産	6,692	役員退職慰労引当金	27
建物・構築物	1,550	退職給付に係る負債	35,197
機械・運搬具	662	その他	292
工具器具・備品	1,007		
土地	3,152	負債合計	116,972
リース資産	38		
建設仮勘定	279	純資産の部	
無形固定資産	252	株主資本	127,348
その他	252	資本金	11,876
投資その他の資産	12,168	資本剰余金	20,910
投資有価証券	197	利益剰余金	94,726
長期貸付金	2	自己株式	△164
繰延税金資産	11,198	その他の包括利益累計額	△6,369
その他	893	繰延ヘッジ損益	△290
貸倒引当金	△123	為替換算調整勘定	△11
		退職給付に係る調整累計額	△6,068
資産合計	238,254	非支配株主持分	303
		純資産合計	121,281
		負債純資産合計	238,254

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2015年 4 月 1 日
至 2016年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		219,353
完成工事原価		188,377
完成工事総利益		30,976
販売費及び一般管理費		12,328
営業利益		18,648
営業外収益		
受取利息・配当金	243	
持分法による投資利益	39	
保険配当金	61	
その他	105	450
営業外費用		
為替差損	312	
その他	65	378
経常利益		18,720
特別利益		
退職給付信託設定益	372	372
特別損失		
減損損失	323	
退職給付制度改定損	211	534
税金等調整前当期純利益		18,558
法人税、住民税及び事業税	6,760	
法人税等調整額	549	7,310
当期純利益		11,248
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		11,242

連結株主資本等変動計算書

(自 2015年 4 月 1 日
至 2016年 3 月31日)

(単位：百万円)

		株主資本				
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2015年 4 月 1 日 残高		11,876	20,910	85,919	△163	118,543
連結会計年度中の変動額	剰余金の配当			△2,435		△2,435
	親会社株主に帰属する当期純利益			11,242		11,242
	自己株式の取得				△1	△1
	株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
	連結会計年度中の変動額合計	-	-	8,806	△1	8,805
2016年 3 月31日 残高		11,876	20,910	94,726	△164	127,348

		その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
		その他有価証券評価差	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の利益累計額合計		
2015年 4 月 1 日 残高		188	△220	733	△3,516	△2,814	330	116,059
連結会計年度中の変動額	剰余金の配当							△2,435
	親会社株主に帰属する当期純利益							11,242
	自己株式の取得							△1
	株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△188	△70	△744	△2,552	△3,555	△27	△3,583
	連結会計年度中の変動額合計	△188	△70	△744	△2,552	△3,555	△27	5,222
2016年 3 月31日 残高		-	△290	△11	△6,068	△6,369	303	121,281

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結されております。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

・連結子会社の数 13社

・連結子会社の名称

芝浦プラント株式会社

関西東芝エンジニアリング株式会社

東芝エンジニアリングサービス株式会社

イーエス東芝エンジニアリング株式会社

株式会社エス・ケー・エス

トスプラント エンジニアリング・インドネシア社

ティーピーエスシー・インド社

トスプラント エンジニアリング・タイ社

ティーピーエスシーエンジニアリング・マレーシア社

ティーピーエスシー・タイ社

ティーピーエスシー・アメリカ社

ティーピーエスシー・ベトナム社

ティーピーエスシー・フィリピン社

このうち、ティーピーエスシー・フィリピン社について、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社はすべて持分法が適用されております。

持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

・持分法適用の関連会社の数 1社

・会社の名称

東芝電力検査サービス株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価基準及び

評価方法

・その他有価証券

(時価のあるもの)

・その他有価証券

(時価のないもの)

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
移動平均法による原価法によっております。

(ロ)デリバティブの評価基準

時価法によっております。

及び評価方法

(ハ)未成工事支出金等の評価

主として個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

基準及び評価方法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

(ロ)無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

(ハ)リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
③ 重要な引当金の計上基準	
(イ)貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(ロ)役員賞与引当金	役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
(ハ)完成工事補償引当金	完成工事の瑕疵担保の費用に充てるため、過去の完成工事に係る補償費の実績を基に将来の発生見込額を加味して計上しております。
(ニ)工事損失引当金	受注工事の損失に備えるため、連結会計年度末の未引渡工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降の損失見積額を引当計上しております。
(ホ)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
④ その他連結計算書類作成のための重要な事項	
(イ)完成工事高及び完成工事原価の計上基準	当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
(ロ)ヘッジ会計の方法	1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。 2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建予定取引 3) ヘッジ方針 当社にはデリバティブ取引の扱いに関する規程があり、外貨建取引に係る為替レートの変動リスクを回避する目的で、個々に為替予約を行いヘッジを行っております。 4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
(ハ)消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

(二)退職給付に係る会計処理
の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)により定額償却しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2013年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「受取手形及び完成工事未収入金等」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。
なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は182百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました営業外費用の「固定資産処分損」(当連結会計年度は、8百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4. 追加情報

退職給付制度の移行

連結子会社1社においては2015年7月13日に厚生年金基金から脱退が承認され、2015年10月1日より確定給付企業年金制度へ移行することが決定しました。本移行に伴う影響額211百万円は「退職給付制度改定損」として特別損失に計上しております。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、2016年4月1日以降解消されるものに限り)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.2%から、2016年4月1日に開始する連結会計年度及び2017年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%

に、2018年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は715百万円、繰延ヘッジ損益が600万円それぞれ減少し、法人税等調整額が580百万円、退職給付に係る調整累計額が△129百万円それぞれ増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,810百万円
- (2) 偶発債務
 - ① 保証債務
 下記のものの債務等に対して債務保証をしております。
 従業員(住宅融資金) 284百万円
 - ② 損害賠償に係る偶発債務
 当社が請負った工場新築電気設備工事において、顧客設備の一部に損害を与える事象が発生しました。その結果、顧客より損害賠償請求がなされる可能性があります。現時点では損害賠償金額を合理的に見積ることが困難であるため工事損失引当金の計上は行っておりません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	97,656千株	－千株	－千株	97,656千株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	242千株	0千株	－千株	243千株

(注) 自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当金支払額等
 - 2015年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項
 - ・配当金の総額 2,435百万円
 - ・1株当たり配当額 25円
 - ・基準日 2015年9月30日
 - ・効力発生日 2015年12月1日
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 - 2016年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。
 - ・配当金の総額 1,217百万円
 - ・1株当たり配当額 12円50銭
 - ・基準日 2016年3月31日
 - ・効力発生日 2016年6月2日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主として東芝グループファイナンス制度による短期的な運用を原則としております。デリバティブは、為替相場の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、各事業部門における営業部門が主な取引先の状況を管理し、信用状況を1年毎に把握する体制としております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

デリバティブ取引は、外貨建支払いや外貨建収入に対して、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で先物為替予約取引を利用しております。またデリバティブ取引については、信用度の高い金融機関のみを取引相手としているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。デリバティブ取引の実行及び管理は、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、経理部長はデリバティブ取引の契約状況等を半期毎に取締役会にて報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	6,430	6,430	—
(2) グループ預け金	85,534	85,534	—
(3) 受取手形及び完成工事未収入金等	92,394	92,394	—
(4) 電子記録債権	508	508	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券	—	—	—
資産計	184,867	184,867	—
(1) 支払手形及び工事未払金等	47,635	47,635	—
(2) 未払金	4,004	4,004	—
(3) 未払法人税等	5,888	5,888	—
負債計	57,529	57,529	—
デリバティブ取引 (※)	(347)	(347)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金預金、(2) グループ預け金、(3) 受取手形及び完成工事未収入金等、並びに(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び工事未払金等、(2) 未払金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

これらの時価について、為替予約は先物為替相場によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額197百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,241円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 115円40銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	200,471	流動負債	73,070
現金預金	381	支払手形	3,367
グループ預け金	82,790	工事未払金	38,708
受取手形	597	未払金	4,082
電子記録債権	508	未払費用	7,849
完成工事未収入金	83,486	未払法人税等	5,260
未成工事支出金	25,093	未成工事受入金	12,052
繰延税金資産	3,601	預り金	85
その他	4,348	役員賞与引当金	62
貸倒引当金	△335	完成工事補償引当金	1,048
		工事損失引当金	204
固定資産	20,584	その他	347
有形固定資産	5,508	固定負債	24,838
建物・構築物	950	退職給付引当金	24,645
機械・運搬具	602	その他	192
工具器具・備品	579		
土地	3,061	負債合計	97,908
リース資産	34		
建設仮勘定	279	純資産の部	
無形固定資産	28	株主資本	123,437
その他	28	資本金	11,876
投資その他の資産	15,047	資本剰余金	20,910
投資有価証券	52	資本準備金	20,910
関係会社株式	4,621	利益剰余金	90,815
関係会社出資金	92	利益準備金	1,864
長期貸付金	1,740	その他利益剰余金	88,950
長期前払費用	24	圧縮積立金	1,118
繰延税金資産	7,895	別途積立金	19,091
長期保証金	570	繰越利益剰余金	68,741
その他	171	自己株式	△164
貸倒引当金	△120	評価・換算差額等	△290
		繰延ヘッジ損益	△290
資産合計	221,056	純資産合計	123,147
		負債純資産合計	221,056

損 益 計 算 書

(自 2015年 4 月 1 日
至 2016年 3 月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		186,670
完成工事原価		158,668
完成工事総利益		28,002
販売費及び一般管理費		10,457
営業利益		17,544
営業外収益		
受取利息・配当金	519	
その他	173	693
営業外費用		
為替差損	193	
その他	46	240
経常利益		17,997
特別利益		
退職給付信託設定益	372	372
特別損失		
減損損失	323	
貸倒引当金繰入額	115	
関係会社株式評価損	22	461
税引前当期純利益		17,908
法人税、住民税及び事業税	6,100	
法人税等調整額	639	6,739
当期純利益		11,168

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(自 2015年 4 月 1 日)
(至 2016年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

		株主資本										
		資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本計合
			資 準 備 金	資 余 剰 金 計	利 準 備 金	その他利益剰余金				利益剰余金計合		
						圧 積 立 金	縮 金	別 積 立 金	繰越利益剰余金			
2015年4月1日残高		11,876	20,910	20,910	1,864	1,091	19,091	60,035	82,082	△163	114,705	
事業年度中の変動額	剰 余 金 の 配 当							△2,435	△2,435		△2,435	
	当 期 純 利 益							11,168	11,168		11,168	
	自己株式の取得									－	△1	
	圧 縮 積 立 金 の 立					27		△27		－	－	
	株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）											
	事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	27	－	8,706	8,733	△1	8,732	
2016年3月31日残高		11,876	20,910	20,910	1,864	1,118	19,091	68,741	90,815	△164	123,437	

		評価・換算差額等			純資産合計
		その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換 算差額等 合計	
2015年 4 月 1 日残高		188	△220	△31	114,674
事業年度中の変動額	剰 余 金 の 配 当				△2,435
	当 期 純 利 益				11,168
	自己株式の取得				△1
	圧 縮 積 立 金 の 立				－
	株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）	△188	△70	△258	△258
	事業年度中の変動額合計	△188	△70	△258	8,473
2016年 3 月 31 日残高		－	△290	△290	123,147

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- (イ)子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- (ロ)その他有価証券
(時価のあるもの) 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
(時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。
- ② デリバティブの評価基準
及び評価方法 時価法によっております。
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
未成工事支出金 個別法に基づく原価法によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金 完成工事の瑕疵担保の費用に充てるため、過去の完成工事に係る補償費の実績を基に将来の発生見込額を加味して計上しております。
- ④ 工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌事業年度以降の損失見積額を引当計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)により定額償却しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。
- (4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建予定取引
 - ③ ヘッジ方針
当社にはデリバティブ取引の扱いに関する規程があり、外貨建取引に係る為替レートの変動リスクを回避する目的で、個々に為替予約を行いヘッジを行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。
計算書類上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）等を当事業年度から適用しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は182百万円であります。

（損益計算書）

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました営業外費用の「固定資産処分損」（当事業年度は、8百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4. 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2016年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、2016年4月1日に開始する事業年度及び2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は569百万円、繰延ヘッジ損益が6百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が562百万円増加しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,988百万円
- (2) 偶発債務
- ① 保証債務
- 下記のものの債務等に対して保証をしております。
- | | |
|-------------------------------|----------|
| 従業員(住宅融資金) | 275百万円 |
| ティーピーエスシー・インド社の債務保証 | 1,646百万円 |
| ティーピーエスシー・インド社の履行保証 | 497百万円 |
| ティーピーエスシー・タイ社の履行保証 | 3,300百万円 |
| ティーピーエスシーエンジニアリング・マレーシア社の債務保証 | 420百万円 |
| ティーピーエスシー・ベトナム社の履行保証 | 307百万円 |
- ② 損害賠償に係る偶発債務
- 当社が請負った工場新築電気設備工事において、顧客設備の一部に損害を与える事象が発生しました。その結果、顧客より損害賠償請求がなされる可能性があります。現時点では損害賠償金額を合理的に見積ることが困難であるため工事損失引当金の計上は行っておりません。
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 50,870百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 1,740百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 7,478百万円 |

6. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- ① 営業取引による取引高
- | | |
|-----|------------|
| 売上高 | 108,773百万円 |
| 仕入高 | 20,715百万円 |
- ② 営業取引以外の取引高 60百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	242千株	0千株	一千株	243千株

(注) 自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払賞与及び工事未払金の否認等であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記
親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	㈱東芝	東京都 港区	439,901	1 電気機械器具製造業	直接 59.82	工事請負	営業 取引	108,265	完成工事未 収入金	49,781
				2 計量器、医療機械器 具その他機械器具製 造業					その他流動 資産	161
				3 ソフトウェア業、電 気通信業、放送業、 情報処理サービス 業、情報提供サービ ス業					未成工事受 入金	2,448
				4 化学工業、金属工業、 建設業、窯業、鉱業、 土石採取業	間接 1.64	資材購入	資金の 購入	11,479	工事未払金	2,965
				5 前各号の附帯又は関 連事業					未払金	156
				6 前各号の営業を行う 者に対する投資					グループ預 け金	82,790
						資金の預入	営業外 取引	304,780		

(注) 1. 営業取引の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれてお
ります。
2. 営業外取引の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
3. 議決権等の被所有割合の間接所有は東芝保険サービス㈱(1.64%)であります。
取引条件ないし取引条件の決定方針等
1. 工事請負並びに資材購入については、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の預入については、当社と㈱東芝との間で資金取引に関する基本契約を締結して行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,264円17銭
- (2) 1株当たり当期純利益 114円65銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月10日

東芝プラントシステム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	腰 原	茂 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 木	康 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝プラントシステム株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝プラントシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月10日

東芝プラントシステム株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	腰 原	茂 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 木	康 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝プラントシステム株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門（監査部）その他の使用人、親会社である株式会社東芝の監査委員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月12日

東芝プラントシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 山 根 孝 次 ㊟

常勤監査役 外 池 良 司 ㊟

監 査 役 師 岡 慎 一 ㊟

監 査 役 石 井 崇 ㊟

(注) 監査役師岡慎一及び石井 崇は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

